

八戸市告示第351号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示する。

令和7年12月19日

八戸市長 熊谷 雄一

| 名称               | 所在地          | 辞退年月日      |
|------------------|--------------|------------|
| 医療法人一松堂医院はるクリニック | 八戸市大字朔日町37番地 | 令和7年11月30日 |